

矢内原忠雄の政治思想 (1) ——戦争・民族・天皇——

古賀敬太*

The Political Thought of Tadao Yanaihara (1) — War, Nation, Emperor —

Keita Koga*

Abstract

Tadao Yanaihara (1893-1961) was a pious Christian, a follower of Kannzo Uchimura. On the basis of his Christian faith, he fought against the imperialistic war and the exclusive hyper-nationalism which oppressed freedom of thought and conscience from 1932 to the end of the war. This article attempts to make clear the character of his conception of pacifism, nationalism, and the Emperor system. He regarded himself as a prophet for Japan and felt a responsibility and mission to warn against the militaristic government and nationalistic people, as Isaiah and Jeremiaah did in the Old Testament.

キーワード

預言者、非戦論、帝国主義戦争、民族主義、国体、天皇の神格化

本稿では、特に、満州事変から太平洋戦争の敗戦に至るまでの矢内原の政治思想を取り扱うこととする。この時代における矢内原の時局批判を支えていたものは、彼のキリスト教信仰と植民政策という学問であった。¹⁾ 彼は、内村鑑三の聖書講義に魂を揺り動かされ、クリスチャンとなり、絶えず聖書の視点、歴史を導く神の視点から日本の政治、特に帝国主義戦争や軍国主義を批判した。外においては、満州や中国に対する侵略、内に対しては軍部の横暴や思想の弾圧を鋭く批判したのである。こうした批判に際して矢内原は、イスラエルの腐敗や墮落に対する神の裁きが近いことを警告し、ユダヤ人に対して悔い改めを迫った預言者イザヤやエレミヤに自らを同一化した。彼の時局批判は、たしかに社会科学的認識に基づいていたが、その根底には、超越的で、歴史を主宰する神に対する信仰が存在したのである。

本稿では、彼の時局批判の土台を形成している矢内原のキリスト教信仰の特質を、第一

*こが けいた：大阪国際大学現代社会学部教授 (2014.9.24受理)

章において内村鑑三との関係において考察し、その後第二章において、矢内原の非戦論、ナショナリズム批判、神権的な国体論批判を取り扱い、第三章で、預言者としての矢内原の自己認識について考察することにする。

I 内村鑑三と矢内原忠雄

1 矢内原のプロフィール

矢内原忠雄は(1893-1961)は、一八九三年一月に愛媛県越智郡富田村大字松木(現在今治市松木)に医者の家系の四男として生まれた。一九一〇年、当時新渡戸稲造(1862-1933)が校長をしていた第一高等学校に入学した翌年、内村鑑三の聖書集会に入門を許されている。内村の聖書集会への参加は、彼が東京帝国大学に入学してからも続いた。彼は一九一七年東京帝国大学を卒業し、一時的に住友総本店に入社した。しかし、一九二〇年にはジュネーブに国際連盟の事務次長として赴任した東京帝国大学の経済学部教授の新渡戸稲造の後任として植民地行政の講座を担当するため、東京帝国大学に招聘された。矢内原は、約三年間のヨーロッパ留学(1920-1923)を経て、一九三七年一二月にいわゆる「筆禍事件」で大学教授を辞任するまで、約一七年間を大学で教鞭をとった。この時期彼は、自らの時局批判を『中央公論』や講演会を通して発信し続けたのである。彼は、一九三三年五月から自由が丘集会という家庭聖書集会を開催していたが、辞任の後本格的に、平信徒伝道者として、聖書講義や個人雑誌を通して、神のことは語り、直接・間接にファシズムの風潮を厳しく批判した。彼は、個人雑誌『嘉信』を発行したり、日曜日に家庭聖書集会を行い、また自宅で毎週土曜日に開かれる土曜学校講義(アウグスチヌスの『告白』、『神の国』、『ペラギウス論争』、ダンテ『神曲』、ミルトン『失樂園』など)をしたり、地方で伝道活動をおこなったりして、驚くほど精力的に活動した。それは、純粹に聖書研究や聖書講義の活動であったが、後に見るようにそこには、『ローマ書講義』、『サムエル書講義』そして『黙示録講義』に見られるように、鋭い軍国主義批判やファシズム批判が込められていたのである。

戦後矢内原は、東京大学に復帰し、社会科学研究所長、経済学部長、教養学部長などを経て、一九五一年南原繁の後任として、戦後第二代目の東京大学の総長に就任し、一九五七年まで二期六年を務めた。矢内原は、総長の仕事と伝道活動が両立しうるか一時迷ったが、両立可能という南原繁の勧めもあって、総長就任を引き受けた。したがって、矢内原は戦後においても、一貫して聖書講義や伝道活動、『嘉信』の発行を行ったのである。戦後の一九四六年三月から一九六一年の矢内原の召天までは、今井館で聖書集会が行われた。こうした彼の経歴からわかるように、政治的領域における彼の発言を支えたものは、聖書であり、歴史を支配する神に対する信仰であった。したがって、一九三一年から一九四五年までのいわゆる「一五年戦争」における矢内原の態度を知るためには、彼のキリスト信仰の内実に迫る必要がある。

2 内村鑑三の矢内原への信仰の遺産

ところで、矢内原の信仰や人格を形造ったのは、内村を通して知ったキリスト教との出会いであった。矢内原は、内村から何を継承したのか。まず矢内原における内村の遺産について考えてみよう。本稿の主題は、矢内原の帝国主義批判や軍国主義批判であるが、そうした批判の土台は、彼のキリスト信仰にあるので、土台となる矢内原の信仰の内実を知る必要がある。矢内原は、一九四〇年五月、「内村鑑三論」と題する講演会において、内村の信仰の内容として、十字架、復活、再臨の信仰を挙げている。²⁾

第一点は、十字架信仰である。内村は罪との戦いの中で、キリスト・イエスの十字架の中に自分の罪の赦しを見た。矢内原は、「内村の最初に戦い取った信仰は、十字架による贖罪であった。これは、彼の最初の信仰であり、最中の信仰であり、最後の信仰であって、彼の五十年の信仰は『十字架』の一語に尽きる」³⁾と述べている。また矢内原は、「私の人生遍歴」の中で、内村が十字架の贖いの信仰を持つに至った経緯を以下のように述べている。

「先生が罪の問題に悩んでいたときに、『自分のことだけをながめ、自分のおなかばかりを見つめていては、とても彼の光は来ない。罪の悩みの解決はできない。救いは自分の中にあるのではなくて、神様の中にある。キリストの中にある。自分をながめなくて、キリストを見なさい。キリストの十字架を仰ぎなさい』ということ、内村鑑三先生がアメリカのアーモスト大学で勉強しているときに、シーレー総長が内村鑑三の精神的悩みを見て、教えてくれた。『内村君、君は自分を見つめないで、キリストを仰ぎなさい』こう教えられた。そこでこのキリストの十字架による罪のあがないの信仰を、ハッキリもたれたのです。」(26、二三二～三)

矢内原もまた内村の十字架信仰を継承し、十字架の神の恵みに生かされた人であった。矢内原は、日本の罪を糾弾したが、自らの罪との戦いも厳しく、それだけに十字架の贖いの信仰に彼の全生涯がかけられていた。

第二点は、復活の信仰である。内村との出会いの中で最も衝撃的な出来事が、内村鑑三の娘ルツ子の告別式の時の内村の言葉であった。矢内原の「私は如何にして基督信者となったか」から引用してみよう。

「明治四十四年十月頃内村先生は、柏木の集会の門戸を一寸御開きになりました。私は友人達と一緒に其の機会を幸い入門を許されました。それから間もない翌年一月に先生の御愛嬢ルツ子様が死なれて、その告別式が今井館でありました。其の時先生は、実に悲痛な容貌であられましたが、力強い声で「これはルツ子の告別式ではない、結婚式である」と言われました。始めて基督教の告別式なるものに列し、しかも此の全く意外な御言葉を聞いて私は驚いてしまったのでありますが、更に棺を送って雑司ヶ谷の墓地に埋葬せられるに当たり、先生が一握りの土をつかんだ手を高く差し上げ、腸の底をしぼった声で「ルツ子さん万歳」と高く叫ばれた時には、私は雷に打たれた如く全身立ちすくんでしまいました。之は、大変な事だぞ、基督教というのは大変なものだぞ、いい加減な気持ちでは接することのできないものだぞ、そういうふ厳粛な思いが私を捕へてしまいました。私は真剣に先生の聖書講義に出席するようになったの

であります。」(②6、一四二)

この衝撃がもたらしたものは、矢内原の表現を用いれば、「抗争し難き体験上の事実として天国の希望を教えられた」ことにあった。彼はこの地上の生活がすべてではなく、永遠の目に見えない世界があることに目が開かれたのである。そして永遠の世界からこの変動する地上の世界、目に見えない世界から目にみえる世界、神の摂理と支配から、滅び行く世界をみる視点を与えられたのである。

内村の信仰の特徴の第三点は、再臨信仰であった。第一次大戦の勃発を契機として内村は、再臨に目覚め、イエス・キリストの再臨による神の国の実現を待望した。彼が死の五日前に病床から言った言葉は、「人類の幸福と、日本国の隆盛と、宇宙の完成を祈る」であった。そこには、人間の営みによってこの地上に平和をもたらすことはオプティミズムであるとするリアリスティックな診断があった。しかし、内村は、キリストの再臨による世界平和を待ち望むあまり、この世に背をむけて、平和を造りだしていくことを放棄したわけではなかった。

「われらは、潔き勇ましきおこないをもって主の再臨を速めるべきである。——真理を唱え不義を排して、主の再臨を待つべきである。われらは、神とともに働く者である。そうして彼が平和をもつて上より望みたもうに対して、われらは平和の準備をなして、下より彼を迎えまつるのである。」(『内村鑑三全集』14巻303頁)

同様に、矢内原にとっても再臨信仰は、来るべき「神の国」の終末論的な信仰に生きることによって、この世に対するダイナミックな活動をもたらした。再臨信仰は、基督者に道徳的生活の変化を促し、「平和の準備をなして、下よりイエスを迎える」原動力となるのである。

「主の再臨が近いということは、パウロのみならず、当時の信者たちの一般的な期待であったようです。この期待は、消極的な意味に於いてもこの世の苦痛に耐える力となることがあります。——併しパウロの此処に言う意味は、そんな消極的なことではありませんまい。——主の再臨は、すべての虚偽の顕れる日であります。汝らの信仰に虚偽なきや、汝らの愛に虚偽なきや、汝らの服従に虚偽なきや。愛と服従が偽善的ならず、怯懦より出でるものでなく、昼の如く正しく歩むものであるために、主の再臨の近いという信仰は現実感の満ちた、生き生きとした力強い動機となったのであります。」(⑧、二三一～二)

宮田光雄は、矢内原における再臨信仰の特質を、「再臨思想＝終末論は、現世逃避を促すのではなく、かえって服従を真実な現実的な生き生きとした倫理として可能にする」と述べている。⁴⁾

以上述べた信仰以外にも、矢内原は内村から真の愛国主義とは何かを学んだ。愛国主義を考える上で指針となる標語が、二つのJである。つまり、JesusとJapanである。彼は、戦後に書いた『続 余の尊敬する人物』で以下のように述べている。

「基督教の信仰によって日本を愛した愛国者、これが内村鑑三の真の姿であります。先生は言いました。『私共にとりましては、愛すべき名としては、天上天下唯二つあるのみであります。其一つは、イエスでありまして、其他の者は日本であります。是を英

語で申しますれば、其第一は、Jesusでありまして、其第二は、Japanであります。二つともJの字を以て始まって居ますから、私はこれを称してTwo J's すなわち二つのジエーの字と申します。』内村鑑三を記念する者は、先生の愛人たる「二つのジエー」において先生を記念すべきであります。すなわち第一に、日本を熱愛する愛国心を持たねばなりません。第二にイエスを信じる信仰を学ばねばなりません。』⁵⁾

この二つのJの関係は、並列ではなく、JesusがJapanの上位に来るものであつた、内村が召天した一九三〇年に多磨墓地の墓に刻まれた墓碑銘は、この二つの関係を如実に示している。

I for Japan 私は日本のために
Japan for the World 日本は世界のために
The World for Christ 世界はキリストのために
And All for God.しかしすべては神のために

後に述べるように、矢内原は、日本を愛するがゆえに、日本政府や軍部による不正や墮落を批判し、正義が行われるように警鐘を乱打した。矢内原は、内村を指して、「先生は、国家・社会の苦難の問題より遊離して象牙の塔にこもる思想的遊戯家ではありませんでした。先生には生きた血が、生きた愛が溢れていました。先生は預言者の熱情を以て日本国を愛しました。愛が深刻であればあるほど、先生は腸を絞って国民の腐敗墮落を責めました。』⁶⁾と述べているが、まさしく同じことが矢内原にもあてはまるのである。

宮田光雄は、ローマ書一三章一節の釈義との関係で、矢内原の一九四二年一月における「愛国心について」と題する松本講演を引き合いにだし、それが「国家の上にある神の権威」を強調し、一三章一節の誤った神権的解釈が神に対する責任を軽んじて「専制政治の弁護論」の墮したことを指摘し、当時の「大東亜共栄圏」や「八紘一宇」のイデオロギーを暗に批判していると述べている。⁷⁾

II 矢内原の時局批判

日本は、大正デモクラシーを経て、ファシズムの道を怒涛のごとく突き進んでいく。

すでに、一九二五年には治安維持法が制定され、一九二八年には大森義太郎、河上肇、向坂逸郎といったマルクス主義者が大学を辞職することを余儀なくされ、一九三三年には、京都帝国大学教授で刑法学者の滝川幸辰の著書が、発禁処分に処せられた。また一九三五年には、大正デモクラシーの有力な憲法学説である美濃部達吉の天皇機関説が攻撃され、発禁処分に処せられている。矢内原の思想や行動も、この時代の荒波の中で、「非国民」的なものとして、攻撃の対象とされていくのである。

矢内原は、一九三一年の満州事変に対して批判的であった。彼は、この事件が関東軍の陰謀であることを直観していたのである。彼は、一九四五年一二月、『嘉信』に掲載した「戦いの跡」において、以下のように回想している。

「昭和三年の張作霖爆破事件が日本の作為であることを知っていた私は、満州事変勃発

の時、これは怪しいと直観した。——その年八月から九月にかけて私は、満州を視察旅行した。その見聞の結果は、最初の直観通り満州事変が日本側の作為であることを私に確信せしめ、爾来私の学問と私の信仰とは一致した力となって、私をして満州事変に対立せしめた。」(26、一〇三～四)

この満州旅行の際に、矢内原は、長春からハルビンに向かう途中の列車で中国人ゲリラに襲われたが、奇跡的に無事であった。この事件を契機として、彼は信仰の個人雑誌『通信』を始めた。

当局との対立が顕著となるのが、一九三七年夏に勃発した盧溝橋事件、つまり日中戦争の発生である。矢内原は、一九三七年八月に「国家の理想」(『中央公論九月号』)を書き、日本の侵略戦争を批判した。この雑誌は発行とともに、発売禁止となった。矢内原にとって、日中戦争は、正義に反する戦争なのである。彼は、「私の人生遍歴」と題する一文において、「私は『中央公論』という雑誌の九月号に『国家の理想』という論文を書きまして、暗に日本の大陸政策を批判し、また国内における言論思想の圧迫に対する抗議をしたのです。」(26、二四四)と述べている。

以下、順を追って矢内原の非戦論、ナショナリズム批判、神権的な国体論批判を考察することにする。

1 矢内原の非戦論

矢内原は、国家の理想を国家の現実に対置し、国家の理想という観点から国家の現実を批判する。いわゆるSollen(当為)からSein(存在)を否定する二元論である。リアリズムの立場からすれば、こうした二元論は、国家の運動法則を無視した観念論として斥けられるであろう。しかし矢内原は、こうした方法は、「現実よりの逃避ではなく、到って現実に対して最も力強い批判的接近をなす為に必要な飛躍である」(18、六二三)と述べている。「現実を批判し指導する為には理想を明らかにし、理想の世界に足場を据えねばならない。理想の高度の高き程、現実批判は強力たりえるのである。」(18、六二三)

それでは、一体国家の理想とは何であろうか。彼は、国家の理想とは、「国家の個々の構成分子の主観を越え、又個々現実諸国家の具体的な政策目標を越えて、すべての国家をして根本的に統一的に国家たらしめる客観精神」(18、六二六)であり、それこそ国家の正義であると述べている。それでは、正義とは何か。正義とは、「人々が自己の尊厳を主張しつつ同時に他者の尊厳を擁護する事、換言すれば、他者の尊厳を害せざる限度に於いて自己の尊厳を主張することである。」また正義とは、「弱者の権利をば強者の侵害圧迫より防衛すること」である。国家の正義は対内的側面と対外的側面、つまり「社会正義」と「国際正義」という二つの側面を有している。そして国家間の関係を規律する国際正義からするならば、「国際間にありて、強国が自国生存上の必要と称して、弱国の権利利益を侵害することもまた、正義原則に反するものであり、国家の国家たるゆえんの本質にもとり、国家の理想を裏切り、国家の品位を害するものといわざるをえない。」(18、六二八)

したがって、他国の主権を侵害し、他国の領土を奪い、自国の領土を拡大する行為は、

正義を踏みにじるものである。「国家の理想は正義である。故に国家の理想達成を目的とする国策は、正義を指標としなければならない。即ち、国内的には国家を構成する分子中弱者の権利が強者によりて押し下げられる事を防衛すること、国際的には他国殊に弱国の権利を強者が枉ぐる事を為さざるべきこと、之である。」(18、六三〇)

こうした矢内原の議論においては、彼が正義なき戦争を批判しているので、正義のための戦争は許されるかという問題が生じる。正義の価値と平和の価値の関係は、矢内原にあってはどのように理解されているのだろうか。この点に関して矢内原は、「正義原則が発現する形式は平和である」と主張している。つまり、正義は戦争という方法ではなく、平和的な手段で実現すべきという見解である。

しかし、一般的に言って、平和という価値と正義という価値は両立する場合もあれば、対立する側面もある。「平和」を第一の価値として設定する時、圧倒的な力によって「正義」が蹂躪されているが、対立や戦争がない状態も考えられる。それは、J・J・ルソーが嫌った「奴隷の平和」である。もちろん、矢内原が念頭に置いているのは、このような状態ではない。矢内原にとって、平和は正義が尊重され、実現されている状態であり、ヨハン・ガルトウングの言う「構造的暴力」の克服に近いものである。彼にとって、抑圧や貧困を伴った「平和」は「平和」の名に値しないものであった。

「平和は望ましい。国際的にも、植民地的にも、又国内的にも。併し自由無きところ、真実の平和の基礎はない。武断的統制の製造する平和は、虚偽仮装の平和であって、常に爆発の危険を内蔵する。」(18、一五七)

正義なき「平和」は矢内原が目指すところではない。また平和なき「正義」、つまり武力によって正義を実現することも矢内原のよしとする所ではなかった。とするならば、彼は絶対的非戦論者であったのだろうか。周知のように、矢内原は、一九四八年に広島の日本文化平和協議会が編集した論文集『恒久平和論』に「相対的平和論と絶対的平和論」(矢内原全集一九卷)を寄稿した。「相対的平和論」は、「ある場合に戦争を是認する平和論」であり、「絶対的平和論」とは、「すべての場合に戦争を否定する平和論」であった。それでは矢内原は、すでに戦前において、「絶対的非戦論」の立場に立っていたのであろうか。実はこの点において、矢内原の立場は必ずしも終始首尾一貫しているわけではなかった。

私たちは、日中戦争や太平洋戦争に対する戦前の矢内原の非戦論と戦後の絶対的非戦論との間には連続性と非連続性があることを認識する必要がある。矢内原は、他国を侵略する戦争には批判的であった。しかし、彼がいかなる場合においても絶対に戦争を否定したと言えるだろうか。平和はたしかに重要な価値であった。しかしそれは、自由、正義といった価値と両立すべきものであった。とするならば、自由や正義が踏みにじられるような場合には、正義や自由のための戦争も認められることになるのではないか。

例えば、矢内原は、『余の尊敬する人物』で南部諸州の連邦から離脱のために南北戦争を戦い、奴隷解放を行ったリンカーン、また『続余の尊敬する人物』の中でイギリスのチャールズ一世を処刑し、ピューリタン革命を成し遂げたクロムウエルを高く評価した。⁸⁾ 絶対的非戦論の立場からは絶対に評価しえない人物たちである。それは、彼が、平和の価値以上に自由や正義の価値を重んじたからではないだろうか。そこに彼のジレンマがあった。

彼は、土曜学校講義の「神の国」の講義において、以下のように述べている。

「——国家の歴史は、戦争の歴史と言ってもいいくらいですが、その戦争はことごとく罪悪であって、善は一つもないのであるか。そういうと或る場合にはアウグスチヌスが言ったような意味で、広い意味で善というものを認めなければならないことがあるだろう。例えば、アメリカ合衆国がイギリスの専制に反抗して独立した。そのときに戦争をした。アメリカの方が勝ってイギリスから分離して自由の新しい国を造った。もしもアメリカ国民が自由を得て活発な生活をするようになるようになったことによって平和が得られたというのであるならば、そのことをたらしめた戦争は善であるのではないか。あるいはオランダがスペインの専制政治の下に苦しんでいた。そのオランダにオレンジ公ウィリアムが起こって、そしてスペインと戦ってオランダが独立した。それによってオランダが自由と平和を得たといえ、その戦争は善ではないか。あるいはクロムウエルはどうであるか。——これはすべて悪であるとして簡単に片づけることはできない。——すなわちアウグスチヌスが言ったように、よりjustより正しい理由をもっている側が勝てば、それによってその戦争は善をなしたといいうるのである。」⁹⁾

戦争は人を殺す悪であることを知りながらも、クロムウエルやリンカーンは神の摂理を信じ、信仰的決断において自由や抑圧に終止符を打つために、戦争や革命をはからずも選び取った。矢内原はその信仰的決断を否定することはできなかった。

しかし他方において矢内原は、「正義のための戦争」を承認したわけではない。彼は侵略国に対する侵略された弱小国の戦争を否定したのである。一般に民族解放運動は、帝国主義国の抑圧や植民地支配に対する解放運動として、人々の共感を得やすいものである。しかし矢内原は、帝国主義国の領土拡張のための侵略戦争をやめるように唱道すると同時に、侵略を受ける国やすでに植民地となっている国の独立を守る戦争にも批判的であった。彼は支那が日本に対して武力を用いて抵抗することに反対であったし、イタリアに対するエチオピアの戦いを支援することにも反対して以下のように述べている。

「——戦争となれば、——エチオピアの国土が荒らされ、人民が塗炭の苦しみを嘗めることを免れない。それのみならず、伊太利の兵士も国民も、人命財産の犠牲を多く払わねばならない。——軍国主義者は戦争によって尚武、犠牲、正義等の美德が涵養せられ、発揮せられるという。しかし、戦争によって残虐、虚偽、悪意、憎悪の悪徳が人類を毒することが如何ばかりか。戦争は勝利を目的とする。勝利の為には手段を選ばないというのが、戦争の戦争たる所以であり、その為に捏造せられたる虚偽が宣伝せられ、抜くべからざる憎悪が鼓吹せられる。苟も純なる正義を慕う者が戦争を賛美し得る道理がない。若し真に正義を愛するならば、伊エ開戦を前提し又は期待して弱者を助けるというよりも、その不開戦を希望しなければならないのである。」(18、二五六) (下線部筆者)

ここにいわゆる「戦争」に対する矢内原のリアリスティックで醒めた認識がある。たとえ戦争が賛美されたとしても、戦争であるがゆえに塗炭の苦しみを経験するのは人民である。また戦争は勝利を目的とし、手段を選ばず、残虐、虚偽、憎悪を必ず伴い、人心の荒

廃をもたらす。誰が、この戦争の帰結を回避することができるだろうか。

しかしながら、戦争が悪であり、侵略国に対する戦争が許されないとするならば、一体、支那やエチオピアは、イタリアや日本のような侵略国に対して、どのような抵抗ができるのか。抵抗しないで、侵略されるにまかせ、国民の生命や財産が奪われることに甘んじるべきなのであるか。それは無責任ではないか。矢内原は言う。

「或いは言うであろう、伊太利は、無名の師を起こしてエチオピアを侵略する、之を討つは正義の命じるところであると。侵略を阻止するは正義である。併しそのために戦争を要求するは正義ではない。正義は戦争以外の方法を以て侵略を阻止することを要求する。正義の目的は、侵略の阻止、侵略者の制裁であるが、しかも正義の方法は、塚原卜伝の無手勝流である。」(⑱、二五六) (下線部筆者)

ここに明確に語られているように、正義の目的は「侵略の阻止」であるが、その手段は武力を用いることなく、武力以外の方法による戦いなのであった。「無手勝流」とは、戦わずして勝つことである。これは、ガンジーやキング牧師の「非暴力抵抗」の思想に近いといえよう。実際、戦後の矢内原は、自衛権の発動による防衛の為の戦争をも否定するのである。しかし、一九三五年の時点において、矢内原は、帝国主義戦争は否定するにしても、「非武装抵抗」の思想を具体化することはなかった。その代わりに彼は、個人間や国家間に存在する憎しみを愛に変える精神の変革を訴えた。その変革の要こそそのキリストの十字架であった。キリストの十字架こそ、敵対するものを和解させ、憎しみを愛に変えるものであった。

このように矢内原の「正義の戦争」の理解には揺れがみられるが、こと日本帝国主義の戦争においては、徹底してその不正義を説いた。矢内原にとって国家の理想、正義がふみにじられることは、国家の生存そのものより、重要であった。彼は日本の支那に対する行動は、「国家的利欲、国家的虚偽」(⑱、五四〇)に他ならず、「日本の対支政策の根底は、支那の近代統一国家の助成に存しなければならぬ。親隣のみ、真に合理的永久的意義ある対支政策である。」(②、六一八)と述べている。支那の独立を援助するのが日本の役割であるが、日本がしていることは正反対の不義であった。

この論稿が原因となって矢内原は、教授会で辞任を迫られた。「国家の理想」の内容が、矢内原を教授辞任に追いやるほど極端に政府を批判するものだとは思われないが、すでに軍部、警察、司法部、右翼、大学の革新的教授たちが矢内原をマークしていたので、彼を失脚させる絶好の機会であったのである。しかし、この問題は、東大総長と木戸文部大臣との了解で一応沈静化した。しかし、一九三七年一〇月に日比谷市制講堂において開かれた内村の弟子の藤井武(独立伝道者)(1888-1930)の没後七周年記念講演会において、矢内原が「神の国」と題する講演で語った言葉が問題となり、もはや辞任は避けられなかった。この講演は、『通信』四七号に掲載されたが、これも発売禁止となった。

この講演の冒頭で、矢内原は「我々は、今此処に再び藤井武と彼の妻の亡骸を葬り去らんとして居るのでありますか。否、彼の天にある霊を呼び起こして、彼の愛し我々の愛する者を葬らんとして居るのであります。我が日本、我が日本の告別式でございます。」(⑱、六四八)と述べ、講演の終わりを次の言葉で締めくくっている。

「今日は、虚偽の世において、われわれのかくも愛したる日本の国の理想、あるいは理想を失った日本の葬りの席であります。——どうぞみなさん、もし私の申しましたことがお分かりになったならば、日本の理想を生かすために、ひとまずこの国を葬ってください。」(18、六五三～四)

実は、「この国を葬って下さい」という言葉は、内村の弟子で、独立伝道に専念した藤井武が、聖書の集会で語った言葉であった。矢内原は、「藤井の言葉『日本の現状には愛想をつかす。こういう日本の国は滅びよ。きょうは日本の国を葬うべき日である』をひいて、自分も同感である、日本は滅びよという話をしたのである。」と述べている。それが警視庁の耳にはいり、内務省を経由して、文部省に伝達されたことにより、文部当局はこの事実を知り、東大総長に矢内原の解職を求めた。十二月矢内原は、辞表を提出し、東大を去る。¹⁰⁾

彼の著書『民族と平和』(一九三六年)も発禁処分にされ、彼の植民政策に関する専門的な著書『満州問題』、『帝国主義下の台湾』もまた、当局の圧力により休刊を余儀なくされた。矢内原は、満州事変における日本軍の支配拡大、満州国建国、国際連盟脱退について、「我が国は、神の正義を蹂躪した」と述べていたのである。(18、五三二)

矢内原は当局により逮捕されたり、拘束されたりはしなかったが、著書が発禁処分にされ、教授職を辞任せざるをえなかったことにより、時代の流れに逆らって発言し、行動することがいかに危険であるかを感じていた。しかし彼は、危険を冒しても、預言者としての使命感を持って発言し続けたのである。彼は、教授を辞任してからも、ファシズムに対する批判を様々な方法で継続した。特に戦争が切迫してくると、彼は個人的な聖書集会や個人雑誌『嘉信』の中で、また聖書講義において、時局批判を展開したのである。

2 ナショナリズムに対する矢内原の批判

次に、矢内原のナショナリズムに対する評価を、一九三六年六月に岩波書店から出された『民族と平和』、また一九三七年の講演集で自費出版された『民族と国家』から見ておくことにする。まず、矢内原は、民族をどのように定義したのでろうか。

「民族とは、血族共同体及文化共同体を基礎とする運命共同体若くは生活共同体であるということが出来よう。包括的に生存の運命を共同にし、生活を共同にすることが民族なる共同体の中心概念である。故に民族は歴史の所産であり、従ってそれは自然的概念たるよりも寧ろ社会的概念であり、血族的概念たるよりも文化的概念である。」(18、一五)

ここでの民族の定義の第一の特徴は、言語、宗教、風俗、習慣の共同という文化共同体であり、第二に生活を共にするという意味での運命共同体である。それでは、国家と民族との関係はどのように理解すべきか。矢内原は、民族と国家を基本的に区分しつつも、両者の不可分性を主張している。民族国家こそが、世界秩序の単位なのである。

「民族の特色は、社会的なる生活共同体であるから、国家主権は必ずしもその構成要素ではない。民族の本質は文化にあって、国家にあるのではない。併し乍ら運命共同体の運命といい、生活共同体の生活といい、文化共同体の文化といい、凡て国家と密接なる関係を有し、国家がその生活共同の一部であり、又国家がその生活共同を影響し

制約する事明らかである。茲に於いて一民族一国家、若しくは一国家一民族を原則とする民族国家が成立し、民族国家維持発展の運動としての国民主義が成立するのである。」(18、一七)(下線部筆者)

また彼は、ナショナリズム(国民主義)を、「社会的基礎としては民族を、政治的基礎としては民族国家を、心理的基礎としては民族的愛国心を有する一の近代的運動である」(18、三一)と定義している。

ところで、矢内原はナショナリズムの発展段階を三つに区別して、説明している。第一の段階は、民族国家建設の運動である。日本においては、近代の統一的国家形成の段階である。また列強の植民地支配からの解放運動もこれに当たる。第二の段階は、成立した民族国家が、同一民族の居住する地域を支配し、併合する段階である。そして最後の第三段階は、一民族国家が他民族の居住地域を支配し、独占的な封鎖的ブロックを形成する帝国主義の段階である。帝国主義はナショナリズムの一形態である。「国民主義は、国民生存の基礎を強固にするとの理由の下に、所謂国民生存線の領域の範囲を地理的に拡大し、帝國的支配を要求するに至るのである。」(18、三四)

このようにナショナリズムとは、国民国家を維持・発展するための運動であり、イデオロギーであった。それでは、矢内原はナショナリズムをどのように評価したのであろうか。彼は、ナショナリズムの必要性を無条件に否定したわけではない。それが、世界市民主義、ないし世界的な正義を否定し、排他的な民族主義に墮する時に危険なのである。

「国家主義の如何なる道德、如何なる精神も、世界の大道宇宙の公義の許す範囲に於いてのみ存在する。世界に共通し、人類全体に命令する道德要請、法秩序を否定し之に背反するものは、虚偽の民族主義、民族精神であると言わねばならない。蓋しこの離反蹂躪によりて世界秩序の進歩を妨げ、その結果は結局自己民族の進歩を阻害するものとなるからである。故に民族主義の復興が真に人類社会の進歩に貢献する積極的意味を有するや否やは、之が世界主義及び世界、世界公義に対して取る処の態度如何によって批判せられねばならない。若し自国の利益を以て国民主義の最高の要請であるとなし、此の目的達成の爲には他国を侵略し、公義を犯す事をも敢えて辞せざる如きに至っては、その国民主義たるや決して進歩的たるものではない。——民族主義は、世界精神の内容を豊富にしてこれに貢献する限りにおいて進歩的であり、世界精神を否定し阻止する場合に於いては反動的である。(18、二四)

他方において矢内原はナショナリズムが、健全の形で機能する可能性を否定しなかった。ナショナリズムの健全性とは何か。近代のナショナリズムは、フランス革命に見られるように、民主主義や自由主義と相伴って発展してきた。したがってナショナリズムは、民族的な対立を煽り、排他的にならなければ、対内的には自由主義や民主主義、対外的には、国際的な平和と両立可能なのである。しかし、矢内原の見るところ、少なくとも満州事変以降の日本のナショナリズムは、そのような健全なナショナリズムとは全く異質であった。

「国内に於いては国民凡て自由で平和に、国外に対しては国際的關係が自由で平和に、之が——日本民族の理想である。然るところ今日民族意識が著しく高調せられ、内にありては自由主義思想の取締りを励行し、外に関しては危機到来を放送し、以て民族

主義的国論統一を計り、之が為に国民及び世界の神経は尖らせて居る。凡てが重苦しき空気の中に行われて居る。かかるものとしての民族主義の復興は健全なりや否や、吾人の感慨蓋し小ではないのである。」(18、七一)

排他的なナショナリズムは外に対する侵略を推進すると共に、内にたいしては、自由を抑圧し、少数意見を圧殺する。矢内原は、軍事優越の政治 (18、五九一、六三一)、思想・言論の自由の抑圧を批判し、議会の権限の拡大、軍部を抑えることを主張した。(18、六二一)。彼は、国家は議会や、国民の自由な議論と批判に耳を傾けるべきであると訴えた。彼は、一九三六年に『中央公論』に寄稿した「自由と青年」において、ファシズムは自由主義の思想的遺産である自由・平等・博愛を抹殺するものであると批判している。(18、五六八)

矢内原によれば、対外的な軍事行動は、国内における「挙国一致」を要求し、批判的反对者の言論や行動を圧殺しようとする。それは、国内における正義の侵害である。以下の彼の言葉に当時の政府に対する批判が如実に示されている。

「現実政府は、その具体的なる政策遂行上、国民中に批判者反对者なき事を以て最も便宜とする。挙国一致とか、国民の一致後援とか言うことは、政府の最も要望する国民的態度である。この結果を、人為的に造りだすための手段として用いられるものは、批判力ある反对者の言論発表を禁止することが弾圧であり、批判力乏しき大衆に向かって一方的理論のみを供給してその批判力を枉ぐることが宣伝である。この両者を大規模に、且つ組織的に併用することによりて、表面的挙国一致は容易に得られ、政府の政策は、国民的熱狂の興奮裡に喝采さへせられる。」(18、六三二)

また矢内原は、日中戦争勃発後第一次近衛内閣によって「八紘一宇」、「挙国一致」、「堅忍持久」を合言葉に始まった「国民精神総動員運動」を、「個々の国民に人間としての精神がない。無い精神を動員しようとしてもできるはずはありません」と一刀両断に切り捨てている。¹¹⁾

矢内原にとって批判的少数者の意見は、国家の理想の実現にとって必要不可欠なものであった。なぜなら、「国家の理想が政府当局者の政策によるよりも、かえって国民中の少数者によりて維持せられ発揮せられし事實は、歴史上乏しくない。」からである。(18、六三四)そして、この少数者のモデルこそイスラエルの預言者であった。彼は、イザヤが預言をした当時のユダ王国の状況を以下のように述べているが、それは、当時、日本が置かれている状況と大差がなかったのである。

「戦争と戦争準備、外交と秘密同盟、凡てが当面の現実界に没頭したる政策であって、国家の理想に対する反省を欠いた。神を畏れる畏懼は地に墜ち、その外観的に熱心なる神頼みは、却つて最大の不信仰であった。社会正義、国際正義は、地を払い、その正義の名を以て、戦備抗敵を専らとすることは却つて最大の不正義であった。外観的挙国一致の内面に於いて、国民精神の空虚崩壊が潜んでいた。国家の理想を見失つて、国家の基礎は揺がざるをえない。しかも政治家、軍人、智者、学者の何人もこれを看破することなく、形式的なる挙国一致の興奮を以てアハズ王の軍国的政策を支持したのである。かかる時勢に当たり、神の啓示に基いて国家の理想を明徴にし、国家

の理想に基づいて国家の現実を批判したる者が、わが預言者イザヤであった。」(⑱、六三五)(下線部筆者)

イザヤこそは、「国家の理想が正義と平和にあることを明らかにし」、この理想に反した場合には一時的に繁栄したとしても、終には「砂上の楼閣の如くに崩壊することを警告し」、祖国を崩壊から救おうとした「真の愛国者」であった。まさに矢内原は、イザヤの中に自分の姿を見た。しかし、排他的なナショナリズムと熱狂的な挙国一致は、そのような少数者の叫びを抹殺するのである。

3 国体とキリスト教

ところで、矢内原は国体の問題にいかに対応したのであろうか。矢内原の信仰の師匠である内村鑑三は、一八九一年に一高嘱託の教員であったとき、天皇の直筆の署名のある教育勅語に拝礼しなかったことにより、一高を追放された。天地を創造された神以外のものを礼拝することは「偶像崇拜」であるとする聖書の教えに従ったからである。当然矢内原においても、神以外のものを神として礼拝することは、信仰上不可能であった。しかし、満州事変から日中戦争、日米開戦に向かう日本においては、国民統合の原理としての天皇の親政が主張され、天皇そのものが神格化されていくことになる。学問の世界では、一九三五年には天皇機関説を唱える美濃部達吉の著作が発禁処分になり、一九四〇年には日本の古代史を史料批判的に考察した津田左右吉(1873-1961)の受難事件が生じた。また、国民に対しても天皇の神格化がイデオロギー的に徹底されていくのである。矢内原にとって、基督教がこの国体の問題にどのように対峙するかは、基督教の死活的問題であった。内村の影響によって、基督教を日本の文化的風土に根づかせる必要性から、「日本的基督教」という言葉を矢内原も使用していたが、それは、極端な国体イデオロギーや神社参拝の強要を許すものではなかった。矢内原は、基督信仰と極端な国体観が対立することを予測して一九三四年一月「再び日本的基督教に就て」において、以下のように述べている。この言葉は、極端な国体イデオロギーに対する彼の後の戦いを先取りするものであった。

「日本的基督教は日本人の心情を以て基督教に回心したものであって、基督教が日本精神に回心したものではない。—基督教が日本主義に降伏することが、日本的基督教であるのではない。日本的基督教に取っての試金石は神社問題、国体問題又は、国家主義の問題である。之等の問題に就て其の態度決定を誤らない事が、日本的基督教の前進の為に絶対必要である。」(⑱、二二二)

こう述べて、矢内原は、「極端なる利己的排他的国家主義の国体観にも常に迎合し得るものは、真の基督教であるということはできない。」と断言するのである。

それでは、矢内原が当時の天皇制、ないし天皇の神格化に対してどのような態度を取ったかを見ておくことにしよう。¹²⁾

彼は、一九三三年の『理想』の一月号に「日本精神の懐古的と漸進的」という論文を書き、一九三六年に『民族と平和』に収載して、刊行した。そこで、矢内原は、天皇が神聖な存在であること、日本が天皇によって統治され、道徳的にも指導されること(明治憲法と教育勅語)を根拠として、国家を最高の価値とする国家至上主義を批判すると同時に、天皇

を国法的に正しく位置づけようとしたのである。矢内原は、天皇の立場を考える際に、国法上の立場と宗教上の立場を区別した。天皇は、「国家的位体においては、神性であるが、「生活・人生においては、人性である。」(18、八二)とするのが、矢内原の基本的なスタンスであった。彼は言う。

「天皇を現人神なりと為す信念には、二つの考慮が加えられねばならない。その妥当する範囲は、国家であって、国家生活以外の宇宙人生に関するものでないこと、その一である。その妥当する本質は国家の中心たる位体に於いてであって、現実の天皇の生活及人格に関するものでないこと、その二である。天皇神性の基礎は、人格よりも位体に於いて存し、天皇人生の基礎は、位体よりも人格に於いて存する。現実の天皇は、国家的位体に於いて神聖であるので、人格的に至聖至愛全智全能の神性をもつとの謂では無い。生活及人格に於いては凡ての人間と同様、造物主に相対して人性を持つものである。」(18、八一)

大日本帝国憲法第三条の「天皇は神聖にして、犯すべからず」とは、国法的表現であり、天皇の統治行為には責任が問われないことを意味し、天皇が神であることを認めたわけではない。これは、美濃部達吉の憲法学説を踏襲したものである。美濃部達吉(1873-1948)は、『逐条憲法精義』において、天皇の神聖性として、「第一には、天皇に対する不敬の行為を禁止すること、第二には天皇には、政治上の責任がないこと、第三に、天皇には刑事上の責任がないこと、第四には、皇位を廃止することは法律上絶対不可能であること」と説明している。¹³⁾ これは、天皇が法的・政治的に責任を負わないという天皇無答責の考えであった。他方、大日本帝国憲法の起草者である伊藤博文は、『憲法義解』において、第三条の意味は、天皇の神聖性と政治上の無答責性の双方を示したものと考えた。¹⁴⁾ 極端は民法学者の穂積八東(1860-1938)で、彼はこの条項を「天皇は、天縦惟神、至神至聖であり、天皇の神聖性は絶対的なもの」とみなしたのである。¹⁵⁾ 当然巷では、国法的な第三条の理解ではなく、穂積や伊藤の言う「天皇の神聖性」が強調され、「国体明徴運動」として、展開されていくことになる。

矢内原にとって天皇は尊敬の対象であっても、礼拝の対象ではないのであり、彼はこの点基本的に内村鑑三の天皇観を継承している。こうした立場に依拠する矢内原は、天皇を現人神にしたてあげ、天皇崇拜を強要する政策に対しては厳しく対決をした。矢内原は、現人神を唱える復古的な風潮の中で、天皇の国法上における絶大な地位を承認しつつも、天皇を神格化しようとする試みには断固として反対した。それは、内村鑑三が「不敬事件」でとった態度の継承であった。

矢内原の自己認識によれば、彼が帝国大学の教授を退くことを余儀なくされたのは、彼が日華事変(日中戦争)を批判したり、日本国を葬れと言っただけではなく、「天皇は人間である」と言っただけでもあった。(18、三六九)彼はこの点において、「近代日本における宗教と民主主義」において、以下のように述べている。

「このような国策の一大転回に対し、国民の思想を統一する精神力として利用せられたるものが天皇であった。天皇は、日本の歴史において嘗て見なかった程度に神格化され、天皇に対する不敬は最も重き犯罪として、而も最も簡単に有罪とされた。『天皇は人間

である』という一言だけで、不敬罪を構成するに十分であった。私自身がその被害者の一人であった。」(⑧、三六七)

しかし、矢内原は国体とキリスト教が矛盾するとは考えなかった。矢内原は、キリスト教は日本の国体と相いれないとする加藤弘之の「我国体とキリスト教」(一九〇七年)を批判し、「我々は、国を愛し、天皇を尊敬する。キリストの示す所は、真の愛国尊皇」と断言するのである。(⑩、二一八) 天皇に対する矢内原の敬愛の心は深いものがあったが、矢内原は、内村の「不敬事件」における立場を継承し、国家神道の強制に対しては、断固とした態度をとった。日中戦争から太平洋戦争に至る過程において、天皇の神格化や天皇崇拜と共に神社礼拝も強要されるようになり、各家庭に伊勢神宮の大麻をまつる神棚を設けることが要求された。また、文部省の視学官がミッション・スクールを視察し、「天皇陛下とキリストとどちらが上であるか」と問うことが行われた。矢内原自身は、逮捕・拘束されることはなかったが、「基督教の伝道に従事した者が、その正義論・非戦論の故に弾圧を被り、或いは警察に拘束され、或いは罰金を課せられ、或いは雑誌の廃刊を命ぜられたものも少なくなかった。」(⑩、三六九)

内村の影響を受けた無教会独立伝道者の浅見仙作は、その中の一人であった。浅見は、非戦論の故に、一九四三年七月に検挙され、一九四四年五月に治安維持法違反で札幌地方裁判所で懲役三年の判決を受けた。基督再臨の教義を宣伝し、国体の尊厳を冒瀆したというのである。しかし、彼は大審院に上告し、一九四五年六月に無罪判決を受けている。矢内原は、大審院での公判を傍聴し、浅見との関係について、一九四五年六月の「公判傍聴記」において、「翁は福音の為——苦痛に遭い、今被告としてこの法廷に立って居る。之は私自身の戦うべき戦いを翁が戦い、私自身の受くるべき苦痛を翁が受けたものではないか。」¹⁶⁾と述べている。これは、誇張した表現ではなく、自分も被告として当然逮捕され、投獄され、裁判を受けて然るべきものであり、真理のための苦しみを受けるべきものであるとする自己認識の表明である。

浅見の戦いの原動力は、キリストの再臨であった。そして王としてのキリストの再臨は、天皇主権と相いれないとされたからこそ、国体を危うくする治安維持法違反として起訴されたのであった。彼の起訴理由に関しては、大審院の判決文中で、以下のように記されている。

「神は近き将来に於いてキリストを空中に臨ませ、審判を開始し、戦争その他災禍の充滿せるいわゆる患難時代を現出せしめたる後、キリストを地上に再臨せしめて、我国を含む世界各国の統治権を撰取せしめ、キリストを統治者、推挙せられたる聖徒を統治に参与する王となす千年王国なる地上神の国を建設し、次で新天新地と称する神の理想社会を顕現すべきものなり。」¹⁷⁾

しかし、天皇の神格化や神社参拝に抵抗するキリスト者は少数であった。基督教会の本流は、時代の激動に飲み込まれていくようになる。一九四一年に「宗教団本法」が制定され、プロテスタントの約三〇の教派が合同し、日本基督教団が形成された。その「教団規則」第七条においては、「皇道の道に従いて信仰に徹し各其ノ分を尽くして皇運を扶翼シ奉ルベシ」と記されてあった。教団の議長富田満は、神社参拝は、偶像崇拜ではなく、国民的

儀礼であって、日本国民としての義務を行っているにすぎないと断言したのである。神社参拝は、日本国内におけるよりも、朝鮮半島において積極的に行われ、強要された。矢内原は、一九四〇年の『嘉信』の三月号で、基督教会に対しても神社参拝が強要され、各家庭に神棚が置かれるという同化政策がとられていることを報告している。(25、六四二) この時期には、神社参拝のみならず、創氏改名や日本語の強制、ハンゲルの禁止、朝鮮人の志願兵の徴募などが行われていた。こうした日本政府の朝鮮に対する植民地支配は、学生の頃、朝鮮に行って、朝鮮のために働きたいと思っていた矢内原には胸をいためざるをえない暴挙であった。矢内原は一九四〇年朝鮮に渡り、生命の危険を覚悟して、ローマ書の講義を五回行っている。ここで彼は現実の政治的な問題には触れなかったが、ローマ書一三章一節の矢内原の聖書釈義の中に、国家主義に対する鋭い批判が間接的に吐露されている。

「之によって我々は一方に於いて国家の腐敗の場合之を責める預言者であると共に、他方に於いて常に国家の権力に対する良心的服従者たり得るのです。否、国家権力が神より出たるものであることを知って之を重んずればこそ、それが濫用せられたる時預言者は黙さないであります。」(8、二二八)

戦争中になると、公の集会での発言や雑誌での国家主義批判は不可能に近かったので、矢内原は聖書講義の中に間接的に時局批判を展開した。矢内原の「サムエル書」の聖書講義の序文には以下のように記されている。

「私は昭和二三年二月以降、二四年一月まで、私の個人雑誌である『嘉信』誌上、サムエル書の講義を連載すること三四回に上った。その最初は、太平洋戦争のまだ熾烈であつた頃で、日本では天皇の人格が神化され、天皇の権力が絶対化された時勢であつた。その中にありて私はサムエル書講義に託して、天皇は神ではなく、天皇の権力は絶対ではなく、エホバの権威に従はざる限り国や立つことが出来ず、エホバを信ずる信仰に由りてのみ日本は立つことができることを説いたものであった。」¹⁸⁾

また矢内原は、一九四二年一月、黙示録一二～一三章を「地よりあがってくる獣」と題して講義した。この講義に関して矢内原は、「その日の講義で、私は日本における信仰の弾圧とそれに対する教会の屈服とを論じ、朝鮮における信仰の迫害と神社参拝強要の事実を指摘し、共栄圏における異民族に対する宗教政策の問題を批判」したと述べている。¹⁹⁾ また、彼は、「二・二六事件当時のいわゆる非常時より、太平洋戦争の終了に至るまでの十数年の間我が国はサタンの権力の風靡するところとなった。天皇を現人神としてその神格の承認を国民に強要し、神社参拝を命令し、獣の像を排せざる者には厳しい弾圧が加えられた。——キリストに対する貞潔は、失われ、教会の中にも獣に対する阿諛と賛美の聲が満ちた。かかる中にありて、一筋の細き信仰の道を歩んだ者は、ただヨハネの幻影に教えられて、忍耐と信仰を守ることができたのである。」²⁰⁾ と述べている。黙示録一三章には、「海から上ってきた獣」(黙示録一三章一節)と「地から上ってきた獣」が現れるが、前者は政治的な支配者、反キリストであり、後者は偽預言者であり、「海から上ってきた獣」を拜ませる宗教的な役割を演じるのであるが、矢内原はこの一三章の二つの獣の働きが、軍国主義化の日本において現実のものとなっているのをひしひしと感じていたので

ある。

矢内原は、天皇の神格化、また国体護持を大義名分とする宗教弾圧に対しては、戦ったが、天皇に対しては、終始敬愛を覚えていた。彼の天皇制に対する態度には、批判も多い。例えば、三浦永光は、矢内原が一九四一年に『嘉信』に掲載した「基督教と日本」において、「私は真に日本人の心によってキリスト教が把握されて、本当の歪められないキリスト教が日本に役立つ、日本に普及する、その時の光景を考えてみますと、上に一天万乗の皇室がありまして、下には万民協和の臣民があつて、何の掠め取る者もなく、正義と公道が清き川の如くに流れる。そういう国を私は幻に見るのです。」(18、七〇一)と語ったことを引き合いに出して、「天皇が明治憲法、教育勅語、治安維持法の体制の中で専制的権力の頂点にあり、統帥権を握って日本軍の支配拡大を承認事実」を考えれば、疑問が残ると指摘している。²¹⁾ 矢内原には、大日本帝国憲法における天皇を中心とする支配体制そのものに対する原理的批判がないという批判である。また岩崎孝志は、矢内原の軍国主義批判は、「日本という現実の国家や国家主義に向けられ、国家体制や政策の悪を厳しく糾弾したにもかかわらず、国家体制の存在そのもの、特に天皇制については、それを否定することも拒否することもなかった。その点では、師の内村や新渡戸を超えることはなかった。」²²⁾と矢内原を批判している。

しかしこうした批判は、治安維持法下における矢内原のギリギリの戦いを正当に評価するものではなく、いわゆる戦後からの超時代的批判である。当時矢内原が天皇制の支配構造そのものを攻撃することは、国体を危うくするものとして、検挙の対象となったことは疑いがない。矢内原は、美濃部達吉と同様に、帝国憲法の枠組みの中で、天皇の特別な存在を承認したうえで、個人の自由を守り、議会の権限を強化し、正義と平和に基づく日本を造り出そうとしたのである。戦後における矢内原の天皇観に関しては、別稿で改めて論じることとする。

Ⅲ 預言者としての矢内原忠雄

矢内原が、軍国主義やファシズムと戦う中で、絶えず自己を同一化したのが旧約聖書に出てくるイザヤやエレミヤといった預言者であった。ファシズムとの戦いにおいては、旧約の預言者が、彼の精神的支柱になっていた。彼は「人生の転機」という短文において、一九三六年の二二六事件の衝撃を挙げ、軍部によるファッシュ支配の予表を見、日本の栄光が地におちたことを感じ、「兵に告ぐ」というラジオの呼びかけを聞きながら、ひげをそりおとすという象徴的な行動を行っている。

「預言者イザヤは、エホバの言にそむいて軍事化政策をとったユダの亡国を預言して、『その日は、川のむこうより雇えるアッスリヤの王をかみそりとして、首と足の毛とをそり給わん。またひげをも除き給うべし。』(イザヤ書七：二〇)と預言したが、私がひげを落としたのも、それと同じ意味の象徴的行動であった。」(26、一二七～八頁)

矢内原は、一九三六年に、「イザヤ書」を出版している。また彼は『嘉信』に掲載した

一九四二年の黙示録講義（⑨、四三七）の「地上における現実の自然的災害と社会的動乱との中において、我らはかく問いかく嘆く」の一節が削除処分を受けた時、預言者たちの悲痛な叫びを迫体験して、「これほど国を愛している者が、政府から国を『呪祖』する者として弾圧せられるとは！濠端を歩きながら私は、『もう此の国のために祈らない』と思った。」（26、一一一）と吐露している。

一九四〇年に矢内原は、エレミヤの預言活動に触れた『余の尊敬する人物』を刊行した。そこには、自分の経験をエレミヤに感情移入していると思われる部分が繰り返して現れてくる。例えば、エレミヤの愛国の情からでる悔い改めを迫る預言活動がイスラエルの民から受け入れられず、迫害されたことに関して、彼は次のように述べている。

「愛する国の運命は、エレミヤの心にますます大なる問題となりました。彼はこの国を滅ぼし給うのであろうか、救い給うのであろうか、滅亡の徴候は明らかに見えている。かくも神に背き正義を押し曲げて居ては、表面を如何に飾っても、内部は欠陥と腐敗に満ちて脆弱そのものであるが故に、外部よりの少しの圧力を以て国は崩壊せざるを得ないであろう。——この事を示されたエレミヤは、いよいよ熱心を盡して国民に向い、悪しき途を離れ悪しき行を棄つべきことを説きました。永遠の正義の上に国の礎を置かんとする者以上の愛国者が何處にありますか。エレミヤの預言は真に国を憂い、国を救う愛国の叫びでありました。しかも国に見つる偽の預言者、宗教家、学者、官僚たちは、彼の言に耳を傾けず、各自その心の頑固に任せて事を行い、少しの謙遜をも反省をも示しません。却つて陰謀を設けてエレミヤを陥れ、彼を殺そうと計ったのであります。」²³⁾

イザヤやエレミヤの預言も矢内原の警告も結局は民に聞き入れられず、ユダヤはバビロン捕囚によって滅ぼされ、日本も敗戦によって焦土と化した。「この国を一度葬ってください」という藤井武や矢内原の祈りが現実になったのである。しかし、亡国の危機の中で、神の新しい契約に対する希望をエレミヤが失わなかったように、矢内原も敗戦によってすべてを失った日本の新生に対する希望を失うことはなかった。

「最も深刻なる悲哀の預言者たるエレミヤは、またもっとも希望に輝く復興の預言者であつたのです。エレミヤは、国民の政治的・経済的復興を預言しました。しかし、彼の国民に向かって示した希望は、之に止まりません。彼は、更に根本的な復興の預言をなしました。蓋し、国民の心が新生しなくては、政治経済等外側の復興は永続的の基礎を得ません。それは外見的・一時的復興にすぎません。人の心が言葉の上だけでなく、現実に作興せられて、始めて国の安泰は永久的となるのです。然るに人の心ほど偽るものはありません。この現実を何人よりも熟知するエレミヤが、人々の心の各々が真理に生き、国民悉く神を知り、正義の道を歩む日の来ることを預言したのは、実に驚嘆すべき大発見でありました。」²⁴⁾（下線部引用者）

まさに矢内原も戦後の日本の復興を、第一に経済的・政治的復興に求めたのではなく、日本国民の精神的復興、新生に求めたのである。戦後日本のデモクラシーは、この精神革命の上に樹立されるというのが、矢内原の希望であった。矢内原の希望は、戦後実現されるに至るのか、それは次の論考のテーマである。

注

* 矢内原の著作の引用は、主として『矢内原忠雄全集』によるが、一部の文字表記を、新仮名づかいに改めた。また『矢内原忠雄全集』全二九卷（岩波書店、一九六三～六四年）からの引用は、例えば第四卷、五一三～一四頁→④、五一三～一四とした。

- 1) 飯沼次郎は、矢内原の天皇制＝国家神道＝民族エゴイズム批判を可能としたものについて、「彼をこの立場に導いたものは、もちろん、根本的にはキリスト教の信仰だが、より直接的には、彼の専攻する学問である植民政策、すなわち植民地における被支配民族の目をもって、（日本民族の目と共に）社会現象をみたということによると思う。」と述べている。飯沼次郎『天皇制とキリスト教』（日本基督教団出版局、一九九一年、一九六頁）また柳父圀近「矢内原忠雄—帝国主義とファシズム批判の預言者」（キリスト教文化学会編『プロテスタント人物史』（一九九〇年、ヨルダン社）を参照。この矢内原の植民政策はまた別稿で論じるので、本稿では触れない。
- 2) 矢内原忠雄『内村鑑三とともに』（新装版、東京大学出版会、二〇一一年）、七九～八四頁。
- 3) 同書、八〇頁。
- 4) 宮田光雄『権威と服従』（新教出版社、二〇〇三年）、二三九～二四〇頁。
- 5) 矢内原忠雄『続余の尊敬する人物』（岩波新書、一九八八年）、一八七～一八八頁。
- 6) 矢内原忠雄『内村鑑三とともに』（二〇一一年、新装版、東京大学出版会）、一頁。
- 7) 宮田光雄『権威と服従』二四〇～一頁、この講演は、矢内原忠雄『戦時下松本新年講演集』（新地書房、一九九〇年）七～二八頁に収録されている。特にこの講演集の中の「神について」（一九四三年一月三日）を参照のこと。
- 8) なおクロムウェルは、一九四六年『中央公論』（四、五月号）に掲載されているが、執筆時期は、戦前の一九四二年初めの頃である。
- 9) 『土曜学校講義』第二巻、矢内原伊作、藤田若雄編（みすず書房、一九七一年）、三三五頁。なお彼はまた「——国と国との戦争とか、あるいは他国が自分の国を侵略してきたときにこれに対抗するとか、あるいは悪い政府を転覆するために革命的戦争を起こすとか、いろいろな形の戦争があります。殺すなかれという律法よりも、更に権威がある律法は、神の意志に従うことである。戦争もそうで、戦争するなかれという律法よりも更に絶対的な律法は、神の意志に従うべしという律法なのです。歴史的段階の種々なる場合にわたって、戦争するなかれということを絶対的に権威あることとして、われわれが人を批判したり、また自分が行動するならば、それは間違いである。生きた神に仕えないことです。」（七九頁）と述べている。
- 10) 矢内原の辞職に至る詳しい経過に関しては、大内兵衛「矢内原教授辞職のいきさつ」『矢内原忠雄—信仰・学問・生涯』所収（岩波書店、一九六八年）を参照のこと。
- 11) 矢内原忠雄『内村鑑三とともに』、七〇頁。
- 12) 矢内原の天皇制に対する態度に関しては、柳父圀近「矢内原忠雄—帝国主義とファシズム批判の預言者」（キリスト教文化学会編『プロテスタント人物史』ヨルダン社所収）を参照。
- 13) 美濃部達吉『逐条憲法精義』（有斐閣、一九二七年）、一一六～七頁）
- 14) 伊藤博文著、宮沢俊義校註『憲法義解』（岩波文庫、一九四〇年、二五頁）
- 15) 穂積八束『憲法提要 上巻』（有斐閣、一九一〇年、二〇四頁）
- 16) 浅見仙作『小十字架』（待晨堂、一九五二年）、五頁。なお矢内原と浅見仙作との関係については、石川伸伊「浅見翁と矢内原先生」（『矢内原忠雄—信仰・学問・生涯』、岩波書店、一九六八年）、四一六～四二〇頁を参照のこと。
- 17) 浅見仙作『小十字架』（待晨堂、一九五二年）、六九頁。なお浅見に関するものとして、田村光三『浅見仙作—福音と平和の証人』（シャローム図書、一九九六年）を参照の事。
- 18) 矢内原忠雄『聖書講義Ⅳ』（岩波書店、一九七八年、四一五頁）
- 19) 同書、四一五頁。
- 20) 矢内原忠雄『聖書講義Ⅴ』、五〇五～六頁。矢内原は、『ヨハネ黙示録講義』において、キリストの再臨による千年王国の到来とその後における「神の国」の樹立への待望について以下のように述べている。神の国の待望は、「ローマ帝国の迫害下にありて苦闘して居た信者たちを慰藉激励する現実の力となった。我らに取りても、その事は重要である。我らが世に在りて信仰の純粹を

保つための戦は、神の国実現という宇宙的経綫の中に置かれて居るのであり、キリストの再臨という最大の希望によって支えられて居るのである。」(五九八～五九九頁)この発言に見られるように、キリスト再臨の信仰こそ、戦時下において迫害を受けながらも世界の平和を説き続けてきた矢内原忠雄や浅見仙作の思想と行動の原動力であった。

- 21) 鴨下重彦、木畑洋一、池田信雄、川中子勝編『矢内原忠雄』(東京大学出版会、二〇一一年) 二二八頁。
- 22) 渡辺信夫・岩崎孝志・山口陽一『キリスト者の時代精神、その虚と実——キリシタン・新渡戸稲造・矢内原忠雄・柏木義円』(21世紀ブックレット、いのちのことは社、二〇〇五年) 一二六頁。
- 23) 矢内原忠雄『余の尊敬する人物』一九～二〇頁。
- 24) 同書、五一頁。

なお、矢内原の預言者としての自覚の形成に関しては、江端典『内村鑑三とその系譜』(日本経済新聞社、二〇〇六年)、一八二～二〇〇頁を参照。

参考文献

- 『矢内原忠雄全集』全二九巻(岩波書店、一九六三～六四年)
矢内原忠雄『聖書講義1～Ⅶ』(岩波書店、一九七七～七八年)
矢内原忠雄『アウグスチヌス 神の国』(みすず書房、一九九八年)
藤田若雄『矢内原忠雄——その信仰と生涯』(教文館、一九六七年)
南原繁ほか『矢内原忠雄——信仰・学問・生涯』(岩波書店、一九六八年)
中村克己『内村鑑三と矢内原忠雄』(リプロポート、一九八一年)
大川原礼三 編著『矢内原事件50年』(木鐸社、一九八七年)
三浦甫他『矢内原忠雄と現代——矢内原忠雄記念講演集』(新地書房、一九九〇年)
矢内原伊作『矢内原忠雄伝』(みすず書房、一九九八年)
渡辺信夫・岩崎孝志・山口陽一『キリスト者の時代精神、その虚と実——キリシタン・新渡戸稲造・矢内原忠雄・柏木義円』(21世紀ブックレット、いのちのことは社、二〇〇五年)
高橋章 編『近代日本のキリスト者たち』(パピルスあい(出版)社会評論社(発売)、二〇〇六年)
江端典『内村鑑三とその系譜』(日本経済評論社、二〇〇六年) 鴨下重彦・木畑洋一・池田信雄・川中子義勝 編『矢内原忠雄』(東京大学出版会、二〇一一年)